

# 埼玉県環境影響評価条例施行規則

## 新旧対照表

新		旧							
<p style="text-align: center;">別表第一（第一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">一 道路の新設及び改築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象事業</td> <td style="text-align: center;">イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)</td> </tr> </table>	区分	一 道路の新設及び改築	対象事業	イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)	<p style="text-align: center;">別表第三（第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">対象事業の種類</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">一 一(二)の(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行</td> <td style="text-align: center;">イ (略) □ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十三条第一項の規定による協議 ハ (略)</td> </tr> </table>	対象事業の種類	一 一(二)の(略)	行	イ (略) □ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十三条第一項の規定による協議 ハ (略)
区分	一 道路の新設及び改築								
対象事業	イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第七号の登坂車線、同条第八号の屈折車線及び同条第九号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)								
対象事業の種類	一 一(二)の(略)								
行	イ (略) □ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十三条第一項の規定による協議 ハ (略)								
<p style="text-align: center;">別表第一（第一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">一 道路の新設及び改築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象事業</td> <td style="text-align: center;">イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号の登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)</td> </tr> </table>	区分	一 道路の新設及び改築	対象事業	イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号の登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)	<p style="text-align: center;">別表第三（第七条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">対象事業の種類</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">一 一(二)の(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行</td> <td style="text-align: center;">イ (略) □ 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十九条第一項の規定による事業実施方針の策定 ハ (略)</td> </tr> </table>	対象事業の種類	一 一(二)の(略)	行	イ (略) □ 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十九条第一項の規定による事業実施方針の策定 ハ (略)
区分	一 道路の新設及び改築								
対象事業	イ 新設 (2)(1) (略) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であつて、車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号の登坂車線、同条第七号の屈折車線及び同条第八号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が四（特別の地域にあつては、二）以上のもの □ (4)(3) (略) (略) (略)								
対象事業の種類	一 一(二)の(略)								
行	イ (略) □ 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十九条第一項の規定による事業実施方針の策定 ハ (略)								